

○地方公務員等共済組合法の長期給付等

に関する施行法（抄）

（昭三九法一五二・改称）

改正

昭和三九年	七月 六日	法律第一五二号
昭和四〇年	六月 一日	法律第一〇三号
昭和四三年	二月二七日	法律第一一一号
昭和四六年	二月三一日	法律第一三〇号
昭和四九年	六月二五日	法律第九五号
昭和四九年	六月二七日	法律第一〇〇号
昭和五四年	二月二八日	法律第七三号
昭和五六年	六月 九日	法律第七三号
昭和五七年	七月一六日	法律第六六号
昭和五七年	八月 七日	法律第七二号
昭和五八年	二月 三日	法律第八二号
昭和六〇年	二月二七日	法律第一〇八号
平成 元年	二月二三日	法律第八七号
平成 元年	二月二八日	法律第九六号
平成 六年	二月一六日	法律第九九号
平成 八年	六月一四日	法律第八二号

公布

昭和三十七年九月八日

法律第一百五十三号

施行

昭和三十七年十二月一日

目次

第二章 総則（第一条）

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

（第百条―第百五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の長期給付及び年金である共済給付金に関する規定の施行に伴う経過措置等に関して必要な事項を定めるものとする。

（昭三九法一五二・昭四〇法一〇三・昭五六法七三・一部改正）

〔関係条文〕 本法附四〇（長期給付等に関する経過措置）

第十三章 互助会の会員であつた者に関する経過措置等

（定義）

第一百条 この章において「新法」とは、地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第五十二号。以下この章において「三十九年改正法」という。）による改正後の地方公務員等共済組合法をいい、「施行日」とは、新法附則第一条本文に規定する施行日をいい、「旧互助年金法」とは、三十九年改正法による改正前の地方公務員共済組合法による廃止前の地方議会議員互助年金法（昭和三十六年法律第二十号）をいい、「互助会」とは、旧互助年金法第二条第二項に規定する地方議会議員互助会をいい、「共済会」とは、新法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会をいう。

（昭三九法一五二・昭和六〇法一〇八・一部改正）

（互助会の会員であつた者の取扱い）

第一百一条 互助会の会員であつた共済会の会員は、それぞれ都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会又は町村議会議員互助会の会員であつた間、都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつたものと、その者のこれらの互助会の会員であつた期間はこれらの当該共済会の会員である期間と、旧互助年金法の規定（互助会が支給する年金に係る部分に限る。）はこれに相当する新法の規定と、互助会が支給する年金はこれに相当する年金である共済給付金と、それぞれみなす。

2 施行日の前日までの間における地方公共団体の議会の議員（これに準ずる者として政令で定める者を含む。）としての在職期間（昭和二十二年四月三十日以降の当該在職期間に限る。）で互助会の会員でなかつた期間については、都道府県の議会の議員としての在職期間は都道府県議会議員互助会の会員であつた期間と、市の議会の議員としての在職期間は市議会議員互助会の会員であつた期間と、町村の議会の議員としての在職期間は町村議会議員互助会の会員であつた期間とみなして、前項の規定を適用する。ただし、新法附則第三十五条第二項の規

定により共済会に払い込まなければならぬ金額を払い込まなかつた者の昭和三十六年七月一日以降の当該期間については、この限りでない。

3 施行日以前において、市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合の年金である共済給付金の基礎となるべき施行日前の地方議会議員の在職期間と施行日以後の地方議会議員の在職期間との合算については、新法第百五十九条第二項の規定の例による。

(昭四〇法一〇三・昭四三法一一一・昭六〇法一〇八・一部改正)

(関係条文) 旧施行令附七五(互助会の会員であつた者に関する経過措置等)

(年金である共済給付金からの控除)

第百二条 昭和二十二年四月三十日から昭和三十六年六月三十日までの間における地方議会議員としての在職期間を有する共済会の会員又はその遺族に年金である共済給付金を支給するときは、当該在職期間につき旧互助年金法附則第三項の規定により減額すべきこととされている額(前条第二項の政令で定める者としての在職期間に係るこれに相当する額を含む。)を、同項及びこれに基づ

く互助会の規約の規定の例により控除するものとする。

(昭四〇法一〇三・昭四三法一一一・昭六〇法一〇八・一部改正)

(関係条文) 旧施行令附七五の二(沖縄の立法院議員であつた者の取扱い)

(旧互助年金法の規定による互助年金の取扱い)

第百三条 施行日前に給付事由が生じた旧互助年金法の規定による互助年金については、なお従前の例により、共済会が支給する。

(昭三九法一五二・昭六〇法一〇八・一部改正)

(沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い)

第百四条 沖縄の共済法の規定に基づく市町村議会議員共済会(以下この条において「沖縄の共済会」という。)の会員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会が支給する。

2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた共済会の会員に対し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間(当

該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。）は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に關して必要な事項その他新法の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。

4 沖縄の市町村の議会の議員であつた者で昭和三十七年十二月一日から昭和四十五年六月三十日までの間に任期満了若しくは解散その他政令で定める理由により退職したものの又はその遺族（沖縄の共済法の規定による遺族をいう。次項において同じ。）について沖縄の共済法の適用があるものとしたならば沖縄の共済法の規定により年金たる共済給付金を支給すべきこととなるときは、当該年金たる共済給付金については、沖縄の共済法の規定の例により、これらの者に対し、市議会議員共済会又は町村議会議員共済会がこれを支給する。

5 前項の規定は、沖縄の共済会の会員であつた者又はその遺族については、適用しない。

6 第四項に規定する年金たる共済給付金の額の算定方法その他同項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

（昭四六法一三〇・追加、昭四九法九五・昭六〇法一〇八・

一部改正）

〔関係条文〕 施行令附七二の二③・旧施行令附七五の二、旧施行規則五の一四・五の一五

〔運用方針〕 本条関係（第四項・施行令附則第七五条の二第四項及び施行規則第五条の一四）

（互助年金等の額の改定）

第五十五条 共済会の行う年金である給付の額の改定に關する法令の制定又は改正が行われた場合においては、第三条及び前条第一項又は第四項の規定により共済会が支給すべき互助年金及び共済給付金の額を改定するものとし、その改定については、この法律に別段の定めをするものを除き、当該法令の改正規定の例による。

（昭六〇法一〇八・追加）

附則 抄

1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

（昭五七法七二・追加・昭六〇法一〇八・一部改正）

附則（昭和三十九年七月六日法律第二二五号）抄

（昭五七法六六・昭五八法八二・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（ただし書略）

附 則 (昭和四〇年六月一日法律第一〇三号) 抄

(昭五七法六六・改正)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中地方公務員等共済組

合法第百十三条、第百四十二条

及び附則第十一条の改正規定

第二条中地方公務員等共済組

合法の長期給付等に関する施行

法目次、第十章の章名、第百三

十条及び第百三十八条の改正規

定並びに同法第百三十条の次に

二条を加える改正規定

次条第一項の規定

この法律の公布の日

二 第一条中地方公務員等共済組

合法第百五十二条、第百五十八

条、第百五十九条、第百六十条、

第百六十一条、第百六十二条、

第百六十六条から第百六十九条

まで及び附則第四十条の改正規

定並びに同法第百五十九条の次

に一条を加える改正規定、同法

第百六十一条の次に一条を加え

る改正規定及び同法第百六十三

条の次に一条を加える改正規定

第二条中地方公務員等共済組

合法の長期給付等に関する施行

法第一条、第百四十一条及び第

百四十二条の改正規定

附則第七条の規定

昭和四十年六月一日

附 則 (昭和四三年二月二七日法律第一一一号) 抄

(昭五七法六六・改正)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(ただし書略)

附 則 (昭和四六年二月三一日法律第一三〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。(ただし書略)

附 則 (昭和四九年六月二五日法律第九五号) 抄

(昭四九法一〇〇・昭五四法七三・昭五七法六六・昭六〇法

一〇八・改正)

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。
（以下略）

2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第四百二十二条の三第四項から第六項まで及び附則第十三条の規定は、昭和四十七年五月十五日から適用する。

（昭四九法一〇〇・一部改正）

（沖縄の市町村の議会の議員であつた者に関する経過措置）

第十三条 改正後の施行法第四百二十二条の三第四項の規定の適用により新たに年金たる共済給付金の支給を受ける権利を有することとなる者には、昭和四十七年五月分以後、その年金たる共済給付金を支給する。

附則 （昭和四十九年六月二七日法律第一〇〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則 （昭和五四年二月二八日法律第七三三号）

（昭五六法七三・昭五七法六六・昭六〇法一〇八・改正）

（施行期日等）

この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。（ただし書略）

附則 （昭和五六年六月九日法律第七三三号） 抄

（昭五七法六六・改正）

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（ただし書略）
附則 （昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 （昭和五七年八月七日法律第七二二号） 抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 （昭和五八年二月三日法律第八二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（ただし書略）

附則 （昭和六〇年二月二七日法律第一〇八号） 抄

（平元法八七・平元法九六・平六法九九・平八法八二・改正）

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定）

第二百二十四条 地方議会議員であつた者に係る地方議会議員の退職年金並びに新共済法第十一章の規定による公務員傷病年金及び遺族年金のうち昭和五十九年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る新施行法第百三

条に規定する互助年金については、昭和六十年度的において給与に関する法令の規定の改正の措置が講じられたときは、政令で定めるところにより、施行日の属する月分以後、その額を、その者が引き続き同年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる新共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この条において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた新共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額として政令で定める額に三・四に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十九年度の年度平均の物価指数の比率及び昭和六十年度的における給与に関する法令の規定の改正の措置を勘案して政令で定める率を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を新共済法第六十一条第二項に規定する標準報酬年額（新共済法第六十二条第二項の規定により

当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、新共済法第十一章又は新施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、新施行法第百四条第一項又は第四項の規定により支給される年金である共済給付金について準用する。

3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。